

## 文化サロン・CAFE「汽水域」で狭山カフェ



パネル・映像・実演で  
 狭山事件の「見える化」をします。  
 石川さんがなぜ無実と言えるのか、  
 きっとよく分かります。ぜひお越しください。

- 汽水域 豊橋市東小池町89-1
- 9月17日(土)
  - 午前の部 10時～12時
  - お昼(「雪冤」上映予定)
    - 12時30分～13時30分
  - 午後の部 14時～16時
- 無料(任意のカンパをお願いします)

### 5.21 狭山東三河総会・学習会で共有できたこと

総会では、狭山事件の再審開始を勝ち取るために私たちの会として取り組むことを決めました。狭山カフェの開催、狭山ニュースの紙面充実、足を止めて説明をきいてくれるような街宣、地道な活動の積み重ねとして60人規模のイベント開催、再審法改正の学習などを決めました。

学習会では、狭山事件に取り組んで50年以上の活動家を迎えて、狭山再審を勝ち取るために、今どのような活動が求められているか話し合いました。大野裁判長の任期はあと1年しかなく、そこで鑑定人尋問を勝ち取ることが最も重要で、そのための世論を盛り上げる必要があること、科学的証拠として検察も反論できない下山鑑定を中心に、大野裁判長に直接届くような訴えが求められること、そのような結論を参加者で共有することができました。

### 5.24 狭山中央集会(東京)全国の支援者が結集!

3年ぶりとなる「狭山事件の再審を求める市民集会」が5月24日に開かれました。再審を勝ち取ろうと全国各地から支援者が集まりました。石川一雄さんは「私は元気。必ず再審を勝ち取る不退転の決意で闘う。多くの新証拠が出ている。これが判決当時に出ていたら有罪判決は出せなかったのではないか。山場に向けてさらなる支援をお願いします」と、力強く訴えました。早智子さんもお元気です。



「冤罪 狭山事件」というブログで全国の狭山事件の支援者に情報を発信し続けています。

59年も無実の人が殺人犯にされている日本。この理不尽を、何としても変えましょう!

# 石川さんアピール

## 5・23 メッセージ



今年は全国水平社創立 100 周年を迎えた年であり、狭山の闘いを勝利してその 1 ページを飾ることができたらと闘いを続けてきましたが、残念、無念の思いでいっぱいです。

2006 年 5 月 23 日、東京高裁に第 3 次再審請求を申し立て、弁護団や支援者皆さん方の闘いにより、これまでに 246 点の新証拠を提出しています。弁護団は今後鑑定人尋問を請求することにしてはいますが、勝利するためには、何としても鑑定人尋問を実現することが最重要です。

来年、2023 年は、不当逮捕 60 年になります。しかし、来年になれば冤罪を晴らせるとの保証はなく、寧ろ今までの司法の姿勢をみれば危機感さえ孕んでいます。そういう意味で今が一番大切な時でありながら、コロナ禍のために支援者皆さん方に私たちが直接支援要請できないのが残念でなりません。それでも全国の支援者の皆さんが変わらず、創意工夫しながら闘い続けて下さっていることに感謝の念でいっぱいです。

全国の狭山集会も、昨年 10 月に 2 年ぶりに開かれましたが、不当逮捕された 5 月の集会は 2019 年に開かれて 3 年ぶりとなります。私は過去を顧視しないのが持論乍ら、家に閉じ籠っていると、別件逮捕され、厳しい取り調べを受けたことが思い出されます。通常を取り調べの合間に、元・交通係で、白バイに乗っていた人が来て、机をドンドン叩き、同じく別件逮捕された A さん、B さんの自白があるかのように装って、「彼らはこのようにお前と一緒に Y さんを殺したと認めているんだ」と、自白の強要を迫ったり、大声で威嚇されました。

のちに A さんは高裁で証人に立ち、「石川さんは A、B と殺したと認めていると取調官に言われた」と証言しておりました。後には「拷問的な取り調べに耐えかねて留置場で首吊り自殺しようとしたが、看守に見つかり死ぬことができなかった」と話しておられ、A さんも厳しい取り調べをされていたことを窺い知ることができました。

一方、河本検事に至っては、机の上に尻を乗せ、革靴を履いた足で、ドタバタと机を叩いた拳句、私が一言も喋らないにも拘わらず、勝手に自白調書を作成してしまうのでした。ただ、河本検察官は強制的に名前や捺印を迫った訳でなく、一応全文を読んで聞かせた上で、署名捺印を迫ったので、私は述べていないのに、「自白」したようになっていたので、怒って灰皿を投げつけ大騒ぎになってほかの警察官らが駆け付け、顛末を話してその日以降、しばらくの間、河本検事は私の取り調べを外されてしまったようでした。仮に何も言わずに「名前と捺印」を迫っていたとしたら無学な私は従っていたかもしれませんが、検察官として調書の内容を理解させておく必要があり、読

んで聞かせたものと思われます。

狭山署の署長と関さんの3人で取り調べを受けていた日が6月13日であり、それから2～3日前のことと記憶しています。

今私が自分を叱責しているのは、取調中に如何なる事情があったにせよ「人殺し」を認めてしまったことで、濡れ衣を着せられ、長い拘禁生活を強いられ、冤罪を晴らすために今も皆様に多大なご迷惑をおかけしていることでもあります。

兄の地下足袋を見せられ、事件当夜、兄が夜遅く帰ってきたこともあり、取調官に兄が犯人だと問い詰められる一方、私に自白を迫るのは矛盾していましたが、社会的無知であったので、当時は思慮分別もなく、自分は「Yさん殺しはしていない」と、ただ否定の一点張りでした。

然し、私が否認し続けていたことでいよいよ「兄を逮捕する」と言われ、長谷部警視から私が自白すれば兄を逮捕しない上に、本来なら10年20年位刑務所を出られないところ、10年で出られるようにしてやる、と言われたのです。一家の大黒柱である兄が逮捕されると、家が困ることから、約束を信じて長谷部警視の言う成りになって自白してしまった次第です。

これまで、私は、忍耐、努力、根性で闘い続けてきました。長い冤罪の闘いですが、この悲哀、不条理、不正義が何時までも続く筈がありません。弁護団や、皆さんの闘い、ご理解のもとで真相は必ず証明されることを確信して今後も不屈に闘い抜き、第3次再審開始の実現を目指し、奮闘する所存であります。

今日も全国各地において不当逮捕59年糾弾集会に決起して下さったものと思われ、本当に心強く感謝にたえません。

来年は不当逮捕60年です。何としても来年こそ冤罪を晴らせるように更なるご支援を下さいますよう心からお願い申し上げて、私、石川一雄のご挨拶といたします。ありがとうございました。

2022年5月23日

かん せい たたか われ  
陥 穽 で 鞫 る 喜 ば 59 年  
けん きょう し ほう しん そう もと  
牽 強 司 法 に 真 相 求 む

石川 一雄

全国の狭山支援者各位

・陥穽(かんせい)・・・人をだます計略、はかりごと、罠(わな)

陥穽に陥(おちい)る=罠にはまる。

・牽強(けんきょう)・・・道理に合わないことを無理やりこじつけること。

## 5. 26 冤罪と再審を考える浜松集会・・・東三河からも参加 袴田事件の証人(鑑定人)尋問決定。



袴田事件では2つのことが分かりました。

1つ目は袴田事件では7月から8月にかけて証人尋問を行うことが決定していること。証人は弁護側3名、検察側2名です。これが実行されれば再審開始の可能性がグッと高まります。

2つ目は検察側の味噌漬け実験のいい加減さです。事件後1年2か月後に、袴田さんが犯行時に着ていたとされる5点の衣類が発見されました。

1年2か月も味噌につけられていたというのに、血の赤みがしっかりと残っていました。しかし、衣類の味噌漬け実験では、衣類は味噌色に染まり、血液は赤みが消え、黒褐色に変色します。しかし、検察側実験は、「真空パック」の中に、わずか2～2.5キロくらいの味噌と脱酸素剤3袋と血液のついた布を詰めたものでした。実際に衣類が味噌漬けされていた環境と全然違っています。この実験では、血液が酸素に触れにくくなり、酸化が進みません。「たまり」にも触れません。「味噌の中でも血液の赤みが残る」という結果を得るための、科学的鑑定に反論できないことをごまかすための実験としか思えません。

狭山事件においても、下山第2鑑定に反論できなくなった検察は水洗い説を出してきました。検査は狭山でも袴田でも、なりふり構わず再審を妨害してきます。

冤罪をなくすための取り組みの連帯や交流を今後とも進めていきたいと思えます。(山崎和男)

# 『再審のルールを作ろう

聴いてください、  
話を、歌を

## 冤罪当事者 桜井昌司 さんが語る』

○7月30日(土)14時～(開場13時30分) ○カリオンビル6F

○主催 再審法改正を求める東三河市民の会 ○入場料無料(任意カンパ歓迎)

再審制度は戦前の制度が残され、手続きの細かな規定がありません。再審の運用は条文に依るのでなく、裁判官の考え方によって進められます。ですから、再審が開始されるか、棄却されるか、担当裁判官によって大きな違いが出てきます(再審格差)。

また、再審は再審申請を受理するかどうかの判断と、実際の再審判決との2つの判断からなっています。再審開始が決定しても、検察が不服を申し立てることによって、開始が取り消されることがしばしばあります。検察が言いたいことがあれば、本来の再審公判で主張すればいいのです。再審を開始するかどうかまで不服を申し立てるのは、裁判を受ける権利の妨害です。全国の冤罪犠牲者の支援に奔走している桜井さんが「再審法改正」についての熱く語ります。



インターネットで検索してください。  
ホームページ「狭山東三河」  
QRコード⇒



ブログ「狭山おたより日誌」  
FB「石川さんの無罪を勝ち取ろう、狭山東三河の会」

年会費1000円 送金方法/送金先 山崎和男

○郵便局からの場合(月1回までは無料)

【記号】12090 【番号】5501181

○郵便局以外 所定の手数料必要

【店名】二〇八【店番208】普通預金